

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ-2-15 付随業務の取扱い</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) その他付随業務の取扱い</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>当該業務が、法第98条第1項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第100条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点に考慮した取扱いとなっているか。</p> <p>① 当該業務が、法第97条及び第98条第1項各号に掲げる業務に準ずるか。</p> <p>② 当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に対して過大なものとなっていないか。</p> <p>③ 当該業務について、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。</p> <p>④ 保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。</p>	<p>Ⅲ-2-15 付随業務の取扱い</p> <p><u>Ⅲ-2-15-1 付随業務の取扱い</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>Ⅲ-2-15-2 「その他の付随業務」の取扱い</u></p> <p><u>保険会社が法第98条第1項の業務(同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。)を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</u></p> <p><u>(1) 保険会社が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、事務受託業務については、取引先企業に対するサービスの充実及び固有業務における専門的知識等の有効活用の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</u></p> <p><u>(注1) これらの業務には、保険会社が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスをを行い、又は引受証券会社に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を証券会社に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。</u></p> <p><u>(注2) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。</u></p> <p><u>(注3) 証券会社等への投資信託委託業者の紹介に係る業務についても「その他の付随業務」に含まれる。</u></p> <p><u>なお、実施に当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>①優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</u></p> <p><u>(注1) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務の実施に当たっては、投資顧問業法に規定する投資顧問業に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</u></p> <p><u>(注2) 当該業務に係る商品やサービスの内容、対価等が、法第300条第1項第5号に該当する行為又は施行規則第234条第1項第1号に該当する行為とならないための態勢整備が行われているか。</u></p> <p><u>②提供される商品やサービスの内容、対価等契約内容が書面等により明示されているか。</u></p> <p><u>③付随業務に関連した顧客の情報管理について、目的外使用も含め具体的な取扱い基準が定められ、それらの役員等に対する周知徹底について検証態勢が整備されているか(Ⅱ-3-6(2)参照)。</u></p> <p>(2) 上記(1)に定められている業務以外の業務(余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。)が、「<u>その他の付随業務</u>」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第100条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いとなっているか。</p> <p>① 当該業務が、法第97条及び第98条第1項各号に掲げる業務に準ずるか。</p> <p>② 当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に対して過大なものとなっていないか。</p> <p>③ 当該業務について、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。</p> <p>④ 保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。</p>